官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七六）　二
○令和八管理年度における特定水産資源（にたりくじら）の採捕の停止に関する件（農林水産一五七三）　二
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八四）　二
○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件（国土交通一二七三）　三
○信号符字を点附した件（同一二七四）　三
○信号符字を取り消した件（同一二七五）　四
○船舶国籍証書を無効とした件（同一二七六）　四
○船舶国籍証書が無効となった件（同一二七七）　四
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一二七八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一二七九、一二八〇）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁三八）　四
○道路に関する件（九州地方整備局九九）　四
〔国会事項〕
法務省　五
〔人事異動〕
官庁事項　五
〔叙位・叙勲〕
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、兵庫同三）　六
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（九州地方交通審議会）　六
国家試験
令和八年度の衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）　七
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五二）　五
除籍が滅失した件（同一五三）　八
戸籍が滅失した件（同一五四）　八
重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学省告示配三）　五
重要無形文化財の保持者の追加認定の件（同四）　五
重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件（同五、六）　五
〔公告〕
諸事項
官庁
信託会社等営業保証金取戻し、財団、公示送達、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

法規的告示

○金融庁告示第七十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月十六日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～八十七　略］ 八十八　株式会社ＪＡＦＣＯ ［八十九～百十六　略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～八十七　同上］ 八十八　ジャフコ　グループ株式会社 ［八十九～百十六　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第千五百七十三号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日

農林水産大臣　簗　和生

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙２―36に規定するにたりくじら母船式捕鯨業におけるにたりくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

その他告示

○総務省告示第三百八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十六日

総務大臣　藤井比早之

一　名　　称　令和八年度日米共同統合演習（キーン・ソード27）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年十月十六日から令和八年十月三十一日まで
三　派遣人数（概数）　四十人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ハワイ州

○国土交通省告示第千二百七十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年九月十日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026―ＧＥ0002―1	キャデラック　７ＢＵ―Ｔ１ＵＬ	ステーションワゴン	ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社　東京都品川区東品川四丁目12番８号
2026―ＧＥ0002―2	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―3	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―4	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―5	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―6	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―7	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―8	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―9	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―10	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―11	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―12	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―13	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―14	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―15	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―16	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―17	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―18	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―19	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―20	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―21	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―22	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―23	〃	〃	〃

2026—GE0002—24	〃	〃	〃
2026—GE0002—25	〃	〃	〃
2026—GE0002—26	〃	〃	〃
2026—GE0002—27	〃	〃	〃
2026—GE0002—28	〃	〃	〃
2026—GE0002—29	〃	〃	〃
2026—GE0002—30	〃	〃	〃
2026—GE0002—31	〃	〃	〃
2026—GE0002—32	〃	〃	〃
2026—GE0002—33	〃	〃	〃
2026—GE0002—34	〃	〃	〃
2026—GE0002—35	〃	〃	〃
2026—GE0002—36	〃	〃	〃
2026—GE0002—37	〃	〃	〃
2026—GE0002—38	〃	〃	〃
2026—GE0002—39	〃	〃	〃
2026—GE0002—40	〃	〃	〃
2026—GE0002—41	〃	〃	〃
2026—GE0002—42	〃	〃	〃
2026—GE0002—43	〃	〃	〃
2026—GE0002—44	〃	〃	〃
2026—GE0002—45	〃	〃	〃
2026—GE0002—46	〃	〃	〃
2026—GE0002—47	〃	〃	〃
2026—GE0002—48	〃	〃	〃
2026—GE0002—49	〃	〃	〃
2026—GE0002—50	〃	〃	〃
2026—GE0002—51	〃	〃	〃
2026—GE0002—52	〃	〃	〃
2026—GE0002—53	〃	〃	〃
2026—GE0002—54	〃	〃	〃
2026—GE0002—55	〃	〃	〃
2026—GE0002—56	〃	〃	〃
2026—GE0002—57	〃	〃	〃
2026—GE0002—58	〃	〃	〃
2026—GE0002—59	〃	〃	〃
2026—GE0002—60	〃	〃	〃
2026—GE0002—61	〃	〃	〃
2026—GE0002—62	〃	〃	〃
2026—GE0002—63	〃	〃	〃
2026—GE0002—64	〃	〃	〃
2026—GE0002—65	〃	〃	〃
2026—GE0002—66	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千二百七十四号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			令和
ＪＤ5605	145033	蓉翔丸	8. 7. 3
ＪＤ5696	145161	第十五興徳丸	8. 7. 3
ＪＤ5713	145186	鶴進	8. 7. 3
ＪＤ5651	145093	第五十七大吉丸	8. 7.13
ＪＤ5687	145153	神隆丸	8. 7.16
ＪＤ5669	145128	しまあかり	8. 7.23
7ＫＶＰ	145175	ＰＬＥＩＡＤＥＳ　ＳＰＩＲＩＴ	8. 7.24
7ＫＱＵ	144794	ＤＩＳＣＯＶＥＲＹ	8. 7.28
ＪＤ5721	145201	伸大誠	8. 7.29
7ＫＶＺ	145198	第二ふじ丸	8. 7.31
ＪＤ5695	145160	みわやま	8. 7.31
ＪＤ5644	145083	第六十冨美丸	8. 8. 4
ＪＤ5692	145159	びさん丸	8. 8. 4
ＪＤ5699	145165	第二共福丸	8. 8.10
7ＫＶＪ	145155	永希丸	8. 8.17
7ＫＶＫ	145122	ＮＥＰＴＵＮＥ　ＬＥＡＤＥＲ	8. 8.17
7ＫＴＶ	145014	はまなす	8. 8.18
7ＫＶＲ	145182	ＮＳＵ　ＮＥＷＳ　ＴＡＲ	8. 8.18
ＪＤ5689	145156	国隆丸	8. 8.18
ＪＤ5698	145163	第七広祥丸	8. 8.19
7ＫＶＷ	145195	ＭＩＴＳＵＩ　ＯＣＥＡＮ　ＳＡＫＵＲＡ	8. 8.20
ＪＤ5712	145184	第百山陽丸	8. 8.20
ＪＤ5673	145135	第三天祐丸	8. 8.21
ＪＤ5719	145194	櫻	8. 8.24
7ＫＵＮ	145094	ＣＯＳＭＯＳ　ＬＥＡＤＥＲ	8. 8.31
ＪＤ5724	145205	とよわか	8. 8.31

○国土交通省告示第千二百七十五号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JD3850	142407	扇丸	令和8. 7. 1
JL6256	134835	第二十八三幸丸	8. 7. 2
JD4034	142702	第八めいわ丸	8. 7. 3
JIJT	131591	第108海王丸	8. 7. 7
JI2949	119644	第十七日漁丸	8. 7. 7
JI2950	119645	第十八日漁丸	8. 7. 7
JK5626	136191	えたじま	8. 7. 7
JH3269	133188	第八盛福丸	8. 7. 14
JJ3476	129118	美寿丸	8. 7. 14
JIKV	133210	第五十八博洋丸	8. 7. 16
JG5692	137153	新共和丸	8. 7. 17
JD2266	140337	三春丸	8. 7. 21
7JYJ	142754	YAMATOGAWA	8. 7. 22
JD3323	141632	第八共徳丸	8. 7. 23
JL6559	136461	第二おりいぶ	8. 7. 23
7JMV	141744	ORIHIME	8. 7. 24
JD2641	140746	駿河丸	8. 7. 24
JD4729	143741	第二大師丸	8. 7. 24
JG5734	137170	しおかぜ	8. 7. 24
JI3416	131671	淀丸	8. 7. 24
JK5004	131738	第八和丸	8. 7. 29
7KNN	144422	KEY HUNTER	8. 7. 30
JD2005	140036	第八東海丸	8. 8. 3
JKRN	120134	第二十八常磐丸	8. 8. 4
JD2846	140904	第十八松島丸	8. 8. 4
JK5565	136145	第五十五博晴丸	8. 8. 7
JJ3817	132319	第六日興丸	8. 8. 12
JD2767	140806	若佑丸	8. 8. 13
JG5461	135822	第二十五大精丸	8. 8. 19
JM4666	122916	第三東興丸	8. 8. 19
JM6281	133557	天長丸	8. 8. 20
JRSG	131903	第八東栄丸	8. 8. 24
JI3716	137242	第二十三浪速丸	8. 8. 25
7JXA	142683	SHIN KOHO	8. 8. 27
JRII	130903	第五十八大洋丸	8. 8. 28
JI3404	131634	三石丸	8. 8. 28
JEDU	133186	第五十一福久丸	8. 8. 31
JJ3578	130793	住栄丸	8. 8. 31

○国土交通省告示第千二百七十六号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A25191004	令和7. 3. 25	135414	第二十八三垂丸

○国土交通省告示第千二百七十七号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A23191200	令和5. 5. 16	137080	キャンディアンド八十

○国土交通省告示第千二百七十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　33

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　全国板硝子商工協同組合連合会

(三)　変更後の代表者の氏名　中村　勉

(四)　変更年月日　令和八年六月十二日

○国土交通省告示第千二百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下小島川（イ）

二　砂防法第二条の土地の表示

長崎県佐世保市指方町の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 06′ 50.5042″	129° 47′ 18.0211″
2	33° 06′ 50.2471″	129° 47′ 17.6401″
3	33° 06′ 50.2024″	129° 47′ 16.9721″
4	33° 06′ 50.2720″	129° 47′ 16.7941″
5	33° 06′ 50.5658″	129° 47′ 09.3216″
6	33° 06′ 50.9560″	129° 47′ 15.6449″
7	33° 06′ 51.3072″	129° 47′ 15.0106″
8	33° 06′ 51.8713″	129° 47′ 14.0290″
9	33° 06′ 52.4105″	129° 47′ 12.4348″
10	33° 06′ 53.8226″	129° 47′ 12.2834″
11	33° 06′ 54.2807″	129° 47′ 12.9407″
12	33° 06′ 54.1931″	129° 47′ 14.3837″
13	33° 06′ 53.7478″	129° 47′ 15.0111″
14	33° 06′ 52.3349″	129° 47′ 14.7739″
15	33° 06′ 51.0513″	129° 47′ 16.2107″
16	33° 06′ 51.0134″	129° 47′ 16.3416″
17	33° 06′ 50.9324″	129° 47′ 16.3933″
18	33° 06′ 50.4633″	129° 47′ 17.0653″
19	33° 06′ 50.4394″	129° 47′ 17.2187″
20	33° 06′ 50.6608″	129° 47′ 17.7556″
21	33° 06′ 50.6950″	129° 47′ 18.0695″

○国土交通省告示第千二百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

轟木谷一川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県北諸県郡三股町大字長田の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を平成十九年国土交通省告示第五百三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31° 43′ 40.8572″	131° 10′ 07.2123″
2	31° 43′ 42.2472″	130° 10′ 06.2575″
3	31° 43′ 42.5791″	130° 10′ 06.1634″
4	31° 43′ 42.8951″	130° 10′ 06.1174″
5	31° 43′ 43.1485″	130° 10′ 06.3985″
6	31° 43′ 43.1875″	130° 10′ 06.9005″
7	31° 43′ 42.9769″	130° 10′ 07.2042″

○海上保安庁告示第三十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月十六日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称　網田港東導流堤灯台

位置

所在地　熊本県宇土市（網田港東導流堤外端）

北緯　三二―四〇―〇六

東経　一三〇―三二―一〇

廃止年月日　令和八年八月三十日

名称　輪島市沖海洋観測ＡＩＳ信号所

位置

所在地　竜ケ埼灯台（石川県輪島市）の北北東方約二九キロメートル

北緯　三七―三八―二五

東経　一三七―〇二―四一

廃止年月日　令和八年九月十五日

名称　輪島市沖海洋観測施設灯

位置

所在地　竜ケ埼灯台（石川県輪島市）の北北東方約二九キロメートル

北緯　三七―三八―二五

東経　一三七―〇二―四一

廃止年月日　令和八年九月十五日

○九州地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十六日

九州地方整備局長　森下　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十号　うきは市吉井町桜井字平野一六九番一から同市浮羽町朝田字西大崎二三三番一まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月十六日

国会事項

衆議院

弔詞

九月十七日議員渡辺孝一君が死去されたので、十月十四日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力された議員正四位旭日重光章　渡辺孝一君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

質問書提出

十月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

RDワーカーといわれる難病患者等の就労促進に関する質問主意書（長妻昭提出）

質問書転送

十月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書

参議院

質問主意書提出

十月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七号）

福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第八号）

出入国管理及び難民認定法に基づく入国拒否理由に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第九号）

質問主意書転送

十月十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

就労移行支援体制加算の適正化と一般就労への移行実績の評価に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六号）

人事異動

法務省

法務事務官

同　青山　耕治
同　浅野　敏之
同　飯田　素子
同　池田　裕樹
同　石田　映子
同　井上　喜蔵
同　岩井　宏之
同　岩下　雄二
同　海老原幸子
同　大森　尉匡
同　神谷　明美
同　河津奈美絵
同　川本　秀文
同　高山　達司
同　小林　圭介
同　佐藤　智尚
同　島貫　悟
同　下村　和正
同　関田　徹
同　髙木　大輔
同　高田　寿人
同　瀧　広治
同　田代　尚昌
同　田中　直樹
同　永田　敦子
同　中村　卓意
同　西村　孝
同　野村　正嗣
同　畑野　雅彦
同　林　潤子
同　舟山　一次
同　松浦　伯充
同　松村　謙一
同　箕浦　裕幸
同　青木　典子
同　秋山亜希子
同　有原　正代
同　飯塚　美香
同　石井多加子
同　石橋　紀宏
同　今井　唯市
同　岩﨑　功治
同　内田　高城
同　大濵　賢彦
同　加藤　和孝
同　川上　洋一
同　河村　素子
同　黒坂　美和
同　後藤　美紀
同　坂本　深雪
同　澤田　勝弘
同　清水　真琴
同　白川　吉郎
同　高木　一浩
同　髙木　優
同　髙柳　正明
同　宅原　薫
同　立野　光男
同　富樫　剛史
同　中西　毅彦
同　中山要次郎
同　野村　和身
同　長谷川泰之
同　羽生　真人
同　林　雅明
同　堀内　章弘
同　松田　美佳
同　皆川　征治
同　三原　俊夫
同　望月　亮一
同　森田　勝人
同　山際　博
同　山本　貴典
同　吉儀　弘美
同　和久田明生
同　森　正裕
同　矢島　光
同　山田　賢治
同　山森　航太
同　吉光　正文
同　渡辺　亮

令和八年度司法書士試験委員（口述試験担当）に併任する

併任の期間は令和八年十一月三十日までとする（各通）（十月九日）

叙位・叙勲

○叙位

（京都大学名誉教授）

従四位に叙する　金子　武嗣

正五位に叙する　田北　和義

新島　一雄
守屋與志三

従五位に叙する（各通）

釘崎　經夫　三木　實治
吉野　明政　綿貫　沢

正六位に叙する（各通）

潟田　章吉　河西　紀道
福田　達雄　宮渕　隆

正七位に叙する（警視庁警部補）

保田　貴紀
山口　教夫

従七位に叙する（各通）（以上九月七日）

井上　正篤

正四位に叙する（東京芸術大学名誉教授）

北川　曉子

従四位に叙する

佐野　真
山本　富一

大塚　喜英
関谷　忠泉

従五位に叙する（各通）

荒巻　修
小川　聰
北村榮三郎
竹永　武志

浅井　孝志
小野寺文治郎
佐藤　友棋
山下　米生

正六位に叙する（各通）

板垣　正義　一色　健輔
金子　信明　小瀧　光男
塚本　秀昭　半田　一磨
（大分県警部）

岩上　國夫
田村　哲夫
藤代　實
丸井　孝之
行實　弘之

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

従七位に叙する（以上九月八日）

佐々木　浩
渡邊　邦夫

従四位に叙する（各通）

唐澤　直人
田口　弘明

（兵庫県議会議員）

山本　克巳
山本　敏信

正五位に叙する（各通）

岩見　千年　梅村　直
松原　正幸　森　哲也

東原　貢

正六位に叙する（各通）

井上　正勝　金田　正信
蛇川　雄司　永峰　藤雄
渡部　勝

上久保一夫
長谷川虹兒

従六位に叙する（各通）

安河内　洋

正七位に叙する（以上九月九日）

長尾　一彦

従四位に叙する（九月十二日）

○叙勲

（兵庫県議会議員）

山本　敏信

旭小

渡邊　邦夫

旭日中綬章を授ける（各通）（九月九日）

（京都大学名誉教授）

金子　武嗣
守屋與志三

瑞宝小綬章を授ける（各通）

佐藤　昭
増田　武彦
綿貫　沢

田畑紀巳治
椋野　清美

瑞宝双光章を授ける（各通）

潟田　章吉
福光　昭三
山口　教夫
山田　陽一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月七日）

高橋　正
人見　清治
福田　達雄

小川　聰
北川　曉子
佐野　真

（東京芸術大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

浅井　孝志　板垣　正義　小野寺文治郎
藏掛　義昭　佐藤　友棋　長岡　勉

瑞宝双光章を授ける（各通）

半田　一磨

瑞宝双光章を授ける（各通）

河野　幸博

佐々木　浩
丸井　孝之
行實　弘之

（大分県警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月八日）

上久保一夫
安河内　洋

松原　正幸
山本　克巳

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月九日）

森　哲也

瑞宝単光章を授ける（各通）（九月十二日）

田齋　明夫

藏掛　義昭

官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十六日　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
鳥栖市酒井西町字溝狭間八八四番二から同市酒井西町字溝狭間八九〇番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月十七日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十六日　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　二百十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
うきは市吉井町桜井字平野一六九番一から同市浮羽町朝田字西大崎二三三三番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月十七日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月16日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,174円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月16日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,188円」を「１時間1,243円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

九州地方交通審議会は、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（底びき網）最低賃金（令和７年九州運輸局最低賃金公示第４号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　九州運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号及び第２号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和８年10月16日

九州地方交通審議会会長　柴戸　隆成

国家試験

令和８年度の衛生管理者試験の実施に関する公示

船員法に基づく船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、令和８年度の衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

令和８年10月16日

国土交通大臣　井林　辰憲

１．試験日及び時間

令和８年12月１日（火）

筆記試験（労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物、労働衛生法規）

10：00～12：00（２時間）

実技試験（救護処置、看護法）

13：30～17：00（３時間30分）

２．試験地

兵庫県神戸市

神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町１－１神戸第２地方合同庁舎）

３．受験手続

e-Gov電子申請又は窓口若しくは郵送により申請を行うこと。

窓口又は郵送により申請を行う場合は、衛生管理者試験受験申請書に必要事項を記入し、神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町１－１神戸第２地方合同庁舎）に申請書を提出すること。

なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。

また、郵送による受験票の交付を希望する場合は、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手460円分を同封すること。

４．試験コード

ＫＢ26Ｈ01

５．受験手数料

5,400円に相当する収入印紙等

６．受付期間

令和８年10月16（金）から令和８年11月16日（月）まで。なお、窓口での申請の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時までとし、郵送による申請の場合は、令和８年11月16日（月）の消印のあるものまで有効とする。

７．合格者の発表日時及び場所

合格者の発表は、令和９年１月13日（水）午前８時30分に国土交通省海事局及び神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。

８．その他

受験手続の詳細については、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/about/file000070.html）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、国土交通省海事局船員政策課又は神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課に問い合わせ可能である。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年九月三十日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

行政区画	測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
石川県	石川県	石川県知事	及び良好な農業生産環境の確保に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第五十号）第十条第一項第一号に規定する農用地区域内における土地改良事業計画の策定に係る調査に関する簿冊	石川県金沢市佐奇森町の一部
石川県	石川県	石川県知事	及び良好な農業生産環境の確保に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第五十号）第十条第一項第一号に規定する農用地区域内における土地改良事業計画の策定に係る調査に関する簿冊	石川県小松市那谷町、菩提町石の川各一部
大牟田市	大牟田市	大牟田市長	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七条第一項の規定による施行者の決定に係る調査に関する簿冊	福岡県大牟田市目明の町笹林一丁目、有明一丁目の各一部及び福岡県大牟田市岬町、三池字登一丁目、不知火町大字永尾、不知火町大字高戸、不知火町大字長崎の各一部
平戸市	平戸市	平戸市長	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七条第一項の規定による施行者の決定に係る調査に関する簿冊	長崎県平戸市鏡川町、深川町、木引田町、獅子町、紐差町、石原町、獅子町、紐差町、石原町、獅子町、紐差町、石原

住所　茨城県土浦市
グェン・ティ・クィ・ナ　平成６年２月１日生
住所　大阪府枚方市
ホー・イン・フング・ジャクリーヌ　昭和36年11月29日生
住所　東京都江東区
グェン・ティ・ニャン　昭和61年10月28日生
ド・バオ・ゴク　平成26年２月４日生
ド・トラ・ミー　平成29年２月13日生
ド・バオ・ベット　令和２年６月24日生
ド・バオ・ニー　令和３年12月14日生
住所　埼玉県川口市
グェン・ディン・アン　平成18年３月29日生
住所　東京都江戸川区
レ・ティ・アン・ツ　平成２年11月10日生
住所　奈良県橿原市
徐素真　昭和36年９月４日生
住所　奈良県橿原市
蔡惠娟　昭和59年９月２日生
住所　奈良県橿原市
蔡佳岑　昭和60年７月27日生
住所　堺市南区
蔡玉軒　平成４年１月８日生
住所　茨城県那珂郡東海村
グエン・ティ・デュエン・アン　昭和59年11月25日生
ド・カン　平成23年９月18日生
ド・ミン　平成29年３月９日生
住所　神奈川県伊勢原市
デイン・テイ・キム・リエン　平成10年10月10日生
住所　千葉県松戸市
ハー・ティー・フォン・リー　平成７年６月18日生
住所　東京都荒川区
淇仁宗　昭和８年10月５日生
住所　東京都荒川区
梁道仁　昭和32年１月21日生

文部科学省告示配第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
無形文化財	保持者
芸能の部	
名称	氏名　芸名　生年月日　住所
長唄鳴物	吉田　善男　藤舎　秀蓬　昭和二十一年十月二十九日　東京都新宿区

文部科学省告示配第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加して認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
重要無形文化財	保持者
芸能の部	
名称	氏名　芸名　生年月日　住所
清元節浄瑠璃	小柳　吉弘　清元　太夫　美寿　昭和十八年一月二十九日　東京都中央区
工芸技術の部	
名称	氏名　雅号　生年月日　住所
蒟醤	藤田　正堂　　昭和三十三年八月二十五日　青森県弘前市
鍛金	三好　光正　三好　正豊　昭和二十六年六月八日　大阪府吹田市

文部科学省告示配第五号

重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（平成二十五年文部科学省告示第百三十四号）で告示した重要無形文化財長唄三味線の保持者中川昇一（今藤政太郎）は、令和八年六月三十日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財長唄三味線の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定に基づき同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

文部科学省告示配第六号

重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（平成十六年文部科学省告示第百三十六号）で告示した重要無形文化財備前焼の保持者伊勢崎惇（伊勢崎淳）は、令和八年七月十一日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財備前焼の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定に基づき同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

住所　三重県熊野市
マリルー・ダヤウン・フナコシ　昭和49年６月12日生
住所　長崎市
ムサブ・テイマン・イドリス・ガサブ　昭和62年11月20日生
住所　長崎市
モハメド・ムサブ・テイマン・イドリス　令和７年７月27日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市
サンギタ・タパリヤ　昭和58年12月４日生
ディープソン・パラダン　平成26年４月16日生
住所　埼玉県大里郡寄居町
ノルウインダ・ヴィリアヌエバ・イイジマ　昭和38年12月５日生
住所　さいたま市南区
アイッサム・メリア　昭和63年12月２日生
住所　山口県光市
金晃雄　昭和28年２月９日生
住所　東京都練馬区
裴廷鑄　昭和32年５月23日生
呉淑卿　昭和40年２月25日生
裴秀哲　平成12年10月31日生
住所　さいたま市大宮区
裴賢哲　平成７年11月11日生
住所　千葉県印旛郡酒々井町
スリザナ・スレスタ　平成３年10月９日生

法務省告示配第百五十三号

北海道礼文郡礼文町役場保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月十六日　法務大臣　山下　貴司

北海道礼文郡礼文町大字船泊村四百八十五番地
小笠原順一

法務省告示配第百五十四号

北海道石狩郡当別町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

令和八年十月十六日　法務大臣　山下　貴司

北海道石狩郡当別町大字青山奥二千百三十九番地の十六
秋保　軍治

公　告

諸　事　項

信託会社等営業保証金取戻し公告

信託会社等営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令第２号）第13条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社あおぞら銀行
２．住所　東京都千代田区麹町六丁目１番地１
３．代表者の氏名　大見　秀人
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（自信２）第４号）の営業保証金につき、信託業法第50条の２第12項の規定により適用する同法第11条第６項の権利を有する者は、令和９年４月19日までに信託会社等営業保証金規則様式第５による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月16日

関東財務局長　彦谷　直克

観光施設財団

沖縄県名護市大中一丁目19番24号**株式会社ジャパンエンターテイメント**の観光施設財団に国頭郡今帰仁村字呉我山中山原553番地１ＪＵＮＧＬＩＡ　ＯＫＩＮＡＷＡの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年10月16日

那覇地方法務局名護支局

公示送達

平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条で準用する同法第42条第２項ただし書及び第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和８年10月16日　法務大臣　山下　貴司

１　送達を受けるべき者に交付した異議申立受付票に付された異議申立番号及び異議申立日
⑴　Ｊ東07―169、平成19年６月25日
⑵　Ｊ東13―306、平成25年２月14日
⑶　Ｊ東13―724、平成25年４月26日
⑷　Ｊ東13―812、平成25年５月22日
⑸　Ｊ東14―198、平成26年２月７日
⑹　Ｊ東14―1614、平成26年10月14日
⑺　Ｊ東14―1618、平成26年10月20日
⑻　Ｊ東14―1695、平成26年10月29日
⑼　Ｊ東15―1442、平成27年６月14日
⑽　Ｊ東15―1973、平成27年10月９日
⑾　Ｊ東16―286、平成27年12月３日
⑿　Ｊ東16―287、平成27年12月３日
⒀　Ｊ東16―309、平成27年12月３日
２　公示事項

上記送達を受けるべき者からなされた行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第75条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第61条の２の９に規定する異議申立てについて、当該異議申立てに係る決定書の謄本は、東京出入国在留管理局内で保管されており、いつでも上記送達を受けるべき者に交付するので、その受領方申し出られたい。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年10月16日　松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　松江地方検察庁　令和８年第２号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年10月16日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　令和５年１月19日から令和５年２月１日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　田熊寛が氏名不詳者らと共謀し、他人の親族等になりすまして被害者方に電話をかけ、電話の相手が被害者の息子等であり、同息子が至急現金を必要としているので、同息子の代わりに行く者に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、同息子の代わりに行く者になりすました田熊が、被害者に対し、同息子が至急現金を必要としており、田熊が同息子のために現金を預かるものと誤信させ、現金の交付を受けてだまし取った行為。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　被害者の息子等になりすまして被害者方の固定電話に電話をかけ、至急現金が必要であり、代わりに行く者に現金を渡して欲しい旨うそを言う。
⑵　代わりに行く者として使用された名前等
　オリエンタル工業のワタナベ、友人のタナカ、会社の上司
⑶　代わりに行く者になりすました田熊が被害者方付近まで出向き、被害者から現金を受け取る。
５　開始決定の時における給付資金の額　金97万5,000円
６　支給申請期間　令和８年10月16日から令和８年12月18日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　松江地方裁判所
⑵　裁判年月日　令和５年11月２日
⑶　確定年月日　令和５年11月17日
⑷　被告人氏名　田熊　　寛
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
　（事実の要旨）
　被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、財産上の不正な利益を得る目的で犯した詐欺行為により得た現金を隠匿しようと考え
　ア　令和５年１月19日、金沢市のコインロッカー内に現金250万円を隠匿保管した。
　イ　令和５年１月25日、愛知県一宮市のコインロッカー内に現金300万円を隠匿保管した。
　ウ　令和５年２月１日、松江市の店舗トイレで、現金105万円を共犯者に手渡して隠匿した。
　（罪　　名）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
　〒690―0886　島根県松江市母衣町50番地
　松江地方検察庁　被害回復給付金担当
　電話番号　0852―32―6700（代表）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（松江地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（松江地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７０９２号
川崎市川崎区宮前町12番11号横浜地方検察庁川崎支部
申立人　検察官検事　片野　達也
本籍神奈川県川崎市川崎区大師駅前２丁目４番
最後の住所川崎市川崎区大師駅前２丁目４番２号
死亡の場所神奈川県川崎市川崎区
死亡年月日令和６年12月19日
出生の場所東京府東京市神田区
出生年月日昭和６年９月22日
職業不明　被相続人　亡　小林　　弘
川崎市川崎区東田町１番地２いちご川崎ビル２階　神奈川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　早川　　洋
催告期間満了日　令和９年５月６日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第２００５１号
東京都新宿区築地町８番地
申立人　佐藤ひとみ
本籍栃木県小山市城山町二丁目1768番地１
最後の住所栃木県小山市大字乙女714番地397
死亡の場所栃木県小山市
死亡年月日推定令和７年４月23日
出生の場所栃木県小山市
出生年月日昭和34年10月４日
職業無職
被相続人　亡　清水　雅行
栃木県小山市神鳥谷５丁目17番７号　弁護士法人ひととのや法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田中　　真
催告期間満了日　令和９年４月30日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和８年（家）第１６４号
香川県仲多度郡琴平町榎井105番地１
申立人　平田　　大
本籍香川県仲多度郡琴平町榎井124番地２
最後の住所香川県仲多度郡琴平町榎井124番地２
死亡の場所香川県仲多度郡まんのう町
死亡年月日令和７年11月24日
出生の場所香川県仲多度郡善通寺町
出生年月日昭和７年４月15日
職業無職　　被相続人　亡　高尾美代子
香川県丸亀市塩飽町48番地１　丸亀プラザビル３階　丸亀みらい法律事務所
相続財産清算人　香川　友宏
催告期間満了日　令和９年４月30日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和８年（家）第７１６８６号
東京都江戸川区松江３丁目８番１号
申立人　松江マンション管理組合
本籍東京都江戸川区松江３丁目３９７１番地
最後の住所東京都江戸川区松江３丁目８番１－１０２号松江マンション
死亡の場所東京都江戸川区
死亡年月日令和４年１２月２１日頃から３１日頃までの間
出生の場所新潟県南魚沼郡中之島村
出生年月日昭和３年９月２０日
職業　不明　被相続人　亡　小出　キクヨ
事務所　東京都中央区銀座３－９－１９　吉澤ビル８階東京２１法律事務所
相続財産清算人　弁護士　広津　佳子
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３００９０号
広島県呉市中央4丁目1番6号
申立人　呉市長　新原　芳明
本籍広島県呉市中通4丁目12番地
最後の住所広島県呉市西惣付町22番59号
死亡の場所広島県呉市
死亡年月日令和5年1月29日
出生の場所広島県呉市
出生年月日昭和22年2月19日
職業不明　被相続人　亡　世戸原　邦彦
事務所広島市中区上八丁堀5－27アーバンビュー上八丁堀401山下・長井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　日野　真裕美
催告期間満了日　令和9年5月6日
広島家庭裁判所呉支部

令和８年（家）第３０１９７号
宮城県気仙沼市唐桑町小長根199番地１
申立人　前田　晃壽
本籍宮城県気仙沼市唐桑町中井376番地３
最後の住所仙台市宮城野区田子２丁目24番26号センチュリー195－101
死亡の場所宮城県仙台市宮城野区
死亡年月日令和８年３月11日頃から20日頃までの間
出生の場所宮城県本吉郡唐桑町
出生年月日昭和32年11月６日
職業無職　　被相続人　亡　吉田　　満
仙台市青葉区一番町２丁目７番12号　３階　法律事務所ポラリス
相続財産清算人　弁護士　藤間　　環
催告期間満了日　令和９年４月28日
仙台家庭裁判所

令和８年（家）第１０２７５号
千葉県市原市ちはら台南1丁目13番地3ユーミー・サンちはらⅡ302
申立人　水野　晃一
本籍静岡県榛原郡吉田町住吉2232番地
最後の住所静岡県榛原郡吉田町住吉2232番地
死亡の場所静岡県榛原郡吉田町
死亡年月日令和5年2月2日
出生の場所静岡県榛原郡吉田村
出生年月日昭和11年7月18日
職業無職　　被相続人　亡　水野　智示
静岡県榛原郡吉田町住吉572番地の2
相続財産清算人　司法書士法人つなぐ　代表者社員　増田　真也
催告期間満了日　令和9年5月16日
静岡家庭裁判所島田出張所

令和８年（家）第７１６８７号
東京都江戸川区松江３丁目８番１号
申立人　松江マンション管理組合
本籍東京都江戸川区松江３丁目３９７１番地
最後の住所東京都江戸川区松江３丁目８番１－１０２号松江マンション
死亡の場所東京都江戸川区
死亡年月日令和４年１２月２１日頃から３１日頃までの間
出生の場所新潟県南魚沼郡塩沢町
出生年月日昭和３３年３月２０日
職業　不明　被相続人　亡　小出　幸雄
事務所　東京都中央区銀座３－９－１９　吉澤ビル８階東京２１法律事務所
相続財産清算人　弁護士　広津　佳子
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３５９号
鹿児島県鹿児島市山下町12番12号302号
申立人　一二三ビル分譲住宅管理組合
本籍鹿児島県鹿児島市下荒田三丁目３番
最後の住所鹿児島市山下町12番12号一二三ビル909号
死亡の場所鹿児島県鹿児島市
死亡年月日令和４年12月21日ころから31日ころまでの間
出生の場所鹿児島県鹿児島市
出生年月日昭和47年１月４日
職業不明　　被相続人　亡　堀切　智典
鹿児島市山下町17－９柚木ビル２階向陽法律事務所
相続財産清算人　下之薗　優貴
催告期間満了日　令和９年４月30日
鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第３０２１３号
千葉県我孫子市本町２丁目６番１２号サンシティー３０５　我孫子あやめ法律事務所
申立人　寺山　竜介
本籍東京都中野区若宮一丁目１３５番地
最後の住所千葉県松戸市小金原６丁目１３番地小金原団地２棟３０４号
死亡の場所千葉県旭市
死亡年月日令和７年１１月１８日
出生の場所東京市中野区
出生年月日昭和１７年５月１４日
職業　不明　　被相続人　亡　飯塚　欽也
事務所千葉県我孫子市本町２丁目６番１２号サンシティー３０５　我孫子あやめ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　寺山　竜介
催告期間満了日　令和９年５月１１日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第５０４４号
山口県下関市宝町31－４－401
申立人　山本　理砂
本籍山口県下関市秋根上町３丁目720番地１
最後の住所山口県下関市三河町10番25－212号　心の駅下関三河ホーム
死亡の場所山口県下関市
死亡年月日令和８年４月６日
出生の場所山口県下関市
出生年月日昭和42年５月22日
職業不明　　被相続人　亡　石井　正明
山口県下関市観音崎町12番10号　太陽生命下関ビル５階　島田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　島田　直行
催告期間満了日　令和９年４月30日
山口家庭裁判所下関支部

令和８年（家）第６２０号
福井市順化１丁目24番43号ストークビル福井一番館３階　弁護士法人高志法律事務所
申立人　田野硝子株式会社破産管財人　弁護士　中村　淳
本籍福井県福井市花堂北２丁目1703番地１
最後の住所奈良県奈良市学園北１丁目16番４－304号
死亡の場所奈良県奈良市
死亡年月日令和６年７月18日
出生の場所福井県福井市
出生年月日昭和15年５月26日
職業　不明　　被相続人　亡　山﨑　冨士郎
奈良市花芝町７番地２松村ビル２階エレファス法律事務所
相続財産清算人　松井　和弘
催告期間満了日　令和９年５月17日
奈良家庭裁判所

令和８年（家）第７５６７号
名古屋市中村区元中村町１丁目68－５
申立人　岸本　教義
本籍名古屋市天白区中砂町582番地
最後の住所名古屋市天白区中砂町582番地
死亡の場所愛知県名古屋市名東区
死亡年月日令和８年３月７日
出生の場所兵庫県伊丹市
出生年月日昭和18年８月17日
職業　無職　被相続人　亡　岸本　義和
事務所名古屋市熱田区金山町一丁目７番８号
電波学園金山第２ビル５階　弁護士法人名古屋総合法律事務所　金山駅前事務所
相続財産清算人　弁護士　楠野　翔也
催告期間満了日　令和９年５月11日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第８０４２１号
埼玉県川越市大字鴨田１２０５番地２
申立人　株式会社イーファイン
本籍埼玉県川口市並木二丁目４０番
最後の住所埼玉県戸田市氷川町３丁目１番１２号（医療対応住宅ケアホスピス氷川町）
死亡の場所埼玉県戸田市
死亡年月日令和６年８月６日
出生の場所栃木県下都賀郡国分寺町
出生年月日昭和３１年３月３日
職業不明　　被相続人　亡　石﨑　裕康
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７－１２－１東和ビル４階　埼玉総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　猪股　正
催告期間満了日　令和９年５月１７日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第８３号
島根県松江市宍道町上来待1817番地
申立人　狩野　明子
本籍島根県松江市東出雲町出雲郷1083番地
最後の住所島根県松江市東出雲町出雲郷1083番地
死亡の場所島根県松江市
死亡年月日令和７年11月16日午前頃
出生の場所島根県八束郡東出雲町
出生年月日昭和37年４月18日
職業無職　　被相続人　亡　小村　和久
島根県雲南市木次町里方597番地１
相続財産清算人　司法書士法人たから法務　代表者社員　猪股和希子（立石和希子）
催告期間満了日　令和９年５月12日
松江家庭裁判所

令和８年（家）第２００７４号
群馬県高崎市浜尻町217番地３
申立人　古橋　悦子
本籍群馬県高崎市浜尻町217番地12
最後の住所群馬県高崎市浜尻町217番地12
死亡の場所群馬県高崎市
死亡年月日令和８年５月６日
出生の場所群馬県前橋市
出生年月日昭和24年７月８日
職業会社役員
被相続人　亡　狩野　昭一
群馬県高崎市本町172番地
相続財産清算人　弁護士　坂本　正樹
催告期間満了日　令和９年４月28日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和８年（家）第７０１９２号
兵庫県西宮市上甲子園４－11－23－101
申立人浅井睦洋
本籍兵庫県西宮市今津山中町47番地
最後の住所兵庫県西宮市今津山中町６番27号
死亡の場所兵庫県宝塚市
死亡年月日令和7年12月12日
出生の場所岡山県和気郡片上町
出生年月日昭和８年12月５日
職業　不明　被相続人　亡　木下一枝
事務所兵庫県尼崎市潮江１丁目３番３０号ＫＤＩビル４階尼崎駅前法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小林靖子
催告期間満了日　令和９年４月27日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和８年（家）第１２３号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍三重県伊勢市御薗町上條1249番地6
最後の住所三重県伊勢市御薗町上條1249番地6
死亡の場所三重県伊勢市
死亡年月日令和8年1月28日
出生の場所三重県伊勢市
出生年月日昭和62年5月17日
職業不明　　被相続人　亡　村井　秀行
事務所　津市丸之内３３－２６　三重合同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石坂　俊雄
催告期間満了日　令和9年4月30日
津家庭裁判所伊勢支部

令和８年（家）第３１６７号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍神奈川県足柄下郡箱根町箱根31番地
最後の住所神奈川県小田原市酒匂1414番地の１
死亡の場所神奈川県小田原市
死亡年月日令和７年６月10日頃
出生の場所東京都下谷区
出生年月日昭和18年８月５日
職業不詳　　被相続人　亡　齊藤　淑子
事務所　神奈川県小田原市栄町１丁目10番４号302号室　小田原あゆむ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中川　裕貴子
催告期間満了日　令和９年４月27日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和８年（家）第７１４２号
愛知県岡崎市十王町２丁目９番地
申立人　岡崎市
本籍愛知県岡崎市戸崎元町11番地３
最後の住所愛知県岡崎市戸崎元町11番地３
死亡の場所愛知県岡崎市
死亡年月日令和７年11月27日
出生の場所青森県南津軽郡黒石町
出生年月日昭和28年８月25日
職業無職
被相続人　亡　相馬　　仁
愛知県西尾市城崎町４丁目25番地弁護士法人坂田法律事務所
相続財産清算人　高木　卓也
催告期間満了日　令和９年４月26日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和８年（家）第４０３０１号
徳島市渋野町片山６１番地
申立人　山本　景子
本籍　徳島県美馬市木屋平字南二戸１６番地２
最後の住所　兵庫県三田市乙原１５１３番地４８
死亡の場所　兵庫県神戸市北区
死亡年月日　令和7年12月20日
出生の場所　大阪府岸和田市
出生年月日　昭和18年3月5日
職業　無職　被相続人　亡　木村　洋子
神戸市中央区江戸町９８番地１　東町・江戸町ビル５階　弁護士法人神戸シティ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高橋　弘毅
催告期間満了日　令和9年4月26日
神戸家庭裁判所

令和８年（家）第８８１号
岐阜県可児市今渡1272番地の1
申立人　オープンハウス株式会社
本籍岐阜県多治見市錦町四丁目81番地
最後の住所岐阜県多治見市三笠町四丁目32番地
死亡の場所岐阜県多治見市
死亡年月日平成16年12月23日
出生の場所岐阜県土岐郡多治見町
出生年月日昭和9年7月25日
職業不明　　被相続人　　亡　林　　保夫
岐阜県多治見市小田町6丁目48番地
相続財産清算人　弁護士　冨田　篤史
催告期間満了日　令和9年4月26日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和８年（家）第３０１１８号
神奈川県伊勢原市沼目４丁目28番３号
申立人　須能　秀夫
本籍茨城県水戸市堀町1104番地６
最後の住所茨城県水戸市堀町1104番地の６
死亡の場所茨城県水戸市
死亡年月日令和７年２月１日
出生の場所神奈川県川崎市
出生年月日昭和15年11月４日
職業無職　　被相続人　亡　寺田　紀男
茨城県水戸市元山町１－３－66
大津・髙倉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　髙倉　久宗
催告期間満了日　令和９年４月27日
水戸家庭裁判所

令和８年（家）第２０１２４号
群馬県前橋市六供町２丁目50番地43
申立人　あかぎ信用組合
本籍群馬県伊勢崎市豊城町1983番地２
最後の住所群馬県伊勢崎市豊城町1983番地２
死亡の場所群馬県前橋市
死亡年月日令和７年11月20日
出生の場所群馬県伊勢崎市
出生年月日昭和35年１月２日
職業会社役員　　被相続人　亡　今泉　秀夫
群馬県前橋市石倉町４丁目７番11号　奈良法律事務所
相続財産清算人　奈良　浩樹
催告期間満了日　令和９年４月26日
前橋家庭裁判所

令和８年（家）第６０７３号
茨城県土浦市下高津一丁目19番36号
申立人　小澤　依里
本籍茨城県稲敷市小羽賀575番地91
最後の住所茨城県稲敷市小羽賀575番地91
死亡の場所茨城県稲敷郡阿見町
死亡年月日令和８年５月24日
出生の場所茨城県土浦市
出生年月日昭和45年６月９日
職業　無職　　被相続人　亡　吉田　尚未
茨城県牛久市ひたち野西３丁目31番10号　ワイズコート３階　ひたちの総合法律事務所
相続財産清算人　徳田　祐介
催告期間満了日　令和９年４月26日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

令和８年（家）第５０８８号
岡山市北区春日町５番６号
申立人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所
本籍長崎県佐世保市松山町14番
最後の住所岡山県倉敷市北畝５丁目12番28号
死亡の場所岡山県倉敷市
死亡年月日令和４年４月18日
出生の場所長崎県長崎市
出生年月日昭和16年９月17日
職業無職　　被相続人　亡　松崎　行雄
岡山市北区春日町５番６号
相続財産清算人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所
催告期間満了日　令和９年４月26日
岡山家庭裁判所倉敷支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第１号
千葉県船橋市新高根５丁目４番16号
申立人　宮澤　繁慶
権利の届出の終期　令和９年２月１日
令和８年９月18日　　千葉一宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　いすみ市大原字田町10534番地４・10534番５合併１　宅地　72.72平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局いすみ出張所明治33年４月16日受付第1042号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治33年４月16日付設定証書により
目的　建物所有
存続期間　明治43年４月16日
地代　１年２円35銭
支払期　毎年12月15日
地上権者　夷隅郡大原町10535番地
小濵精米合資会社

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第９４９号
大阪府大阪市住吉区清水丘２丁目10－19
申立人　大江　充子
本籍大阪府河内長野市高向192番地１
最後の住所京都市左京区高野蓼原町32
不在者　大宅千鶴子
昭和19年４月20日生
届出期間満了日　令和９年１月26日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第７６号
石川県白山市湊町乙22番地９
申立人　手取　節子
本籍福井県坂井市丸岡町長畝第31号９番地
最後の住所福井市明里町11番20号
不在者　下田　和子
昭和16年12月８日生
届出期間満了日　令和９年１月25日
福井家庭裁判所

令和８年（家）第７１号
広島県呉市吉浦宮花町4番29号
申立人　中西　由美
本籍広島県呉市吉浦宮花町131番地
最後の住所広島県呉市吉浦宮花町4番29号
不在者　中西　克樹
昭和45年12月20日生
届出期間満了日　令和9年1月29日
広島家庭裁判所呉支部

令和８年（家）第５６４５号
神奈川県横浜市金沢区東朝比奈１－61－１－309
申立人　丸山　達生
本籍神奈川県横浜市中区住吉町五丁目65番地
最後の住所朝鮮民主主義人民共和国開城特別市
不在者　丸山　節
昭和４年１月12日生
届出期間満了日　令和９年１月25日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１５５０号
愛知県岡崎市井田町字１丁目143番地２
申立人　山崎　昌子
本籍栃木県宇都宮市宮原五丁目2054番地
最後の住所東京都小平市花小金井１丁目３番18号
不在者　山崎　忠彦
昭和44年10月10日生
届出期間満了日　令和９年１月25日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第５７号
北海道勇払郡安平町遠浅721番地７
申立人　吉田　和子
本籍北海道勇払郡安平町遠浅721番地
最後の住所北海道勇払郡安平町遠浅721番地７
不在者　吉田　正毅
昭和19年３月26日生
届出期間満了日　令和９年１月２５日
札幌家庭裁判所苫小牧支部

令和８年（家）第２１４９号
大阪府大阪市淀川区新北野一丁目３番４－９１４号
申立人　藤井　君子
本籍大阪府大阪市中央区南本町三丁目２８番地
最後の住所大阪府豊中市東豊中町６丁目９番１１－３０１号
不在者　藤井　幹樹
昭和39年9月6日生
届出期間満了日　令和9年1月25日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第２０５号
本籍埼玉県入間郡三芳町大字上富1342番地
最後の住所埼玉県入間郡三芳町大字上富1342番地
不在者　青木　治男
昭和11年５月19日生
令和８年９月16日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

令和８年（家）第１３６号
本籍福岡県豊前市大字八屋1372番地
最後の住所福岡県若松市老松町７丁目15番地
不在者　梶原シマ子
大正６年９月10日生
令和８年９月17日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部
裁判所書記官

令和７年（家）第１３５２号
本籍福島県南会津郡只見町大字黒谷字白沢２７９４番地
最後の住所埼玉県蕨市塚越三丁目３番５号
不在者　吉津　芳記
昭和３１年１２月３日生
令和８年９月１７日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第１５２号
本籍広島県呉市音戸町北隠渡2丁目1196番地
最後の住所広島県安芸郡音戸町大字音戸1196番地
不在者　大森　義正
昭和14年8月31日生
令和8年9月15日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号

大阪府東大阪市永和三丁目１０番２４号
申立人　齊藤　教裕
権利の届出の終期　令和８年８月31日
令和８年９月16日　山口簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　山口市阿東嘉年下字才地原1812番
原野　1084平方メートル
⑵土地　山口市阿東嘉年下字才地原1813番１
宅地　305.68平方メートル
⑶土地　山口市阿東嘉年下字才地原1813番２
原野　353平方メートル
⑷土地　山口市阿東嘉年下字才地原1813番３
雑種地　670平方メートル
⑸登記年月日番号　山口地方法務局昭和５年６月13日受付第1891号
⑹登記した権利の内容
原因　昭和５年５月25日設定
目的　建物の所有
存続期間　２０年
地代　１ケ年米７斗
支払期　毎年12月25日
地上権者　阿武郡嘉年村大字嘉年下1812番地
清水　丈作

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２５５号

青森市大字宮田字玉水232番地２
債務者　株式会社小林商店
代表者代表取締役　小林　繁雄
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
４　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７１号

秋田県能代市柳町９番23号
債務者　株式会社都亭
代表者代表取締役　大谷　直子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
４　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第７２号

秋田県能代市柳町13番12号
債務者　合名会社かめや
代表者社員　大谷　直子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
４　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１７９７号

東京都八王子市東中野502―１、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市長沼町203番２号
債務者　株式会社フリックス
代表者代表取締役　金山　浩明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　持田　光則
４　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４６８号

横浜市西区北幸１丁目11番１号水信ビル７階
債務者　株式会社ｃｏｓｂｉ　ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ
代表者代表取締役　塙　　洋一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日向　誓子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３１３号

名古屋市緑区兵庫１丁目706番地
債務者　株式会社ファイン
代表者代表取締役　横山　正樹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　露木　洋司
４　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６号

三重県津市垂水2028番地３
債務者　株式会社オージャス
代表者代表取締役　菅原　広之
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　一恵
４　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０７号

鹿児島県出水郡長島町浦底3748番地
債務者　有限会社ヤマカ水産
代表者代表取締役　川畑　一美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１２６号

静岡県富士市増川543番地の１
債務者　株式会社Ｌｕｎｅ　ｄ’Ｏｒ
代表者代表取締役　深澤　麻衣子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　　亮
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１０５号

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2561番地１
債務者　有限会社小緑商店
代表者取締役　小緑　教之
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細谷　文規
４　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時30分
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１６６０号

千葉県船橋市二和東５丁目20番31―２号
債務者　株式会社リトルウッド
代表者代表取締役　小木太一郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　越川新太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３３０号

奈良県桜井市大字桜井183番地の６―１
債務者　株式会社スケロク
代表者代表取締役　三畦　英明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高谷　政史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時55分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８５４号

神戸市兵庫区上沢通三丁目７番10号
債務者　株式会社ビジネスメーカー
代表者代表取締役　杉野　雄三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２２号
神戸市中央区八幡通四丁目１番６号
債務者　株式会社バナナバックス
代表者代表取締役　櫻木　愼吾
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　祥徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時20分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２３号
札幌市西区山の手１条６丁目２―15
債務者　株式会社サムルール
代表者代表取締役　室山　和則
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川北　映輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時45分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２３１号
名古屋市天白区御前場町52番２
債務者　株式会社Ｎｏａｈ
代表者代表取締役　古川　　貴
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　謙治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５８８号
岡山市南区豊成一丁目５番１号
債務者　有限会社ツインスパーク
代表者取締役　森　　宏児
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田　弘昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時40分
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２２号
札幌市中央区南５条東３丁目10番地１　クラシックハイム１階
債務者　株式会社明道香風園
代表者代表取締役　明道　知嗣
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２９０号
群馬県高崎市中泉町624番２
債務者　株式会社ＫＯＳ
代表者代表取締役　廣田　陽一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井匠太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７６号
富山市婦中町羽根960番地１
債務者　有限会社ニシムラ塗装
代表者代表取締役　西村　　隆
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　伸子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６３３号
東京都中野区新井２丁目15番６号
債務者　有限会社エフ・ピー・オー
代表者取締役　福山　　学
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　雅士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５９２号
埼玉県蕨市中央一丁目17番30号ルネ蕨１号館1017号
債務者　有限会社ポップスタジオ
代表者代表取締役　永井　博美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池長　宏真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２２６７号
横浜市鶴見区駒岡１丁目24番13号
債務者　ライジングスター株式会社
代表者代表取締役　永山　　峻
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　貴博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７４号
徳島県徳島市中吉野町四丁目１番地
債務者　株式会社ウエマサ
代表者代表取締役　上野　正夫
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木賢太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時15分
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１８４号
千葉市若葉区千城台北１丁目２番39号マリーンズビル１Ｆ
債務者　株式会社千陽舎
代表者代表取締役　仲田　　悟
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　陶山　嘉代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
山梨県北杜市長坂町大井ケ森1176―366、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目２番15号ウィン青山942
債務者　株式会社ブライダルアーツ
代表者代表取締役　鈴木　健治
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木暮　利壱
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６号
北海道小樽市忍路１丁目406番地
債務者　大沼　　聡
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　　彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第２２５号
埼玉県春日部市大衾610番地４
債務者　株式会社クリアサービス
代表者代表取締役　嶋田　政美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村越　芳美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２８０号
埼玉県羽生市大字須影576番地３
債務者　ＮＥＸＴ　ＭＯＴＩＯＮ株式会社
代表者代表取締役　髙鳥　圭一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６３０号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目28番地14　グリーンピア103号
債務者　浅沼　貴也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐久間貴幸
４　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時40分
６　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７２号
千葉市中央区都町１丁目49番５号　サンライズみやこ107号
債務者　Ｇｏｐこと　栗原　周平
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　潤也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７１号
千葉県習志野市谷津３丁目１番31―314号
債務者　山崎　祥司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　隼哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４号
長崎県佐世保市ひうみ町1879番31　介護老人保健施設リハビリサポートひうみ、住民票上の住所長崎県佐世保市早苗町257番地５　メゾン早苗３号
債務者　岩谷　壽彦（法定代理人成年後見人出口　龍之介）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　章廣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６８０号
札幌市西区発寒３条２丁目７番12号
債務者　佐々木利香
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　尊氏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２３２号
名古屋市名東区上社５丁目308番地　シャトー東山213号
債務者　古川　　貴
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　謙治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６５１号
千葉県船橋市習志野５丁目10番13号　レオパレスレイフローラ102号
債務者　栗林　忠幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川芙紗子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６８号
長野県岡谷市長地権現町二丁目10番12号　メゾン・ベレーナ102
債務者　八幡　典子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　崇伸
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第１５号
千葉県香取郡東庄町笹川い5426番地４、前住所千葉県香取市下小堀48番地１
債務者　糀　　則男
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　一裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第１５８９号
千葉市稲毛区天台５丁目14番１号　インプレスト稲毛1507号
債務者　仲田　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　陶山　嘉代
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４２号
千葉県八千代市八千代台北15丁目７番５号
債務者　佐藤　光彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　瞳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１９９号
静岡県浜松市浜名区引佐町横尾910番地の６
債務者　河島　弘志
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　将裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月25日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２３５４号
横浜市戸塚区戸塚町3426番地12
債務者　北山セシリア
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣周太朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０８８号
東京都東久留米市南町四丁目10番８号サンライズマンション東久留米301号室
債務者　中尾　陽平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　憲生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４６号
東京都八王子市城山手２丁目５番２号
債務者　池口ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　衣里
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８１３号
東京都八王子市下柚木1810番地３
債務者　伊東　一雄
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　侑祐
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６７９号
川崎市宮前区野川本町３丁目23番18―301号　レオネクストシャトーブランカ
債務者　上月　幸司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　寛一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１８２６号
東京都福生市大字熊川914番地１ツインハウス205号室
債務者　腰野　伸明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　英準
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２７号
東京都福生市大字熊川914番地１ツインハウス205号室
債務者　腰野　京子（旧姓若林、進藤、秋月）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　英準
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５１７号
静岡市葵区大岩宮下町９番地の１　グランクロワ203
債務者　萩渡　光彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　翔一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８１号
川崎市麻生区岡上１丁目17番２―309号　ルピナス鶴川サウスステージ
債務者　財津　良雄
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
静岡県富士市増川543番地の１
債務者　深澤　麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第５４８号
静岡市葵区鷹匠２丁目４番27―412号、旧住所静岡市葵区鷹匠２丁目４番27―602号
債務者　佐野　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６８号
横浜市鶴見区駒岡１丁目24番13号
債務者　永山　　峻
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　貴博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９８号
東京都町田市木曽東４―17―４さくらタウン木曽Ｆ号室、住民票上の住所東京都日野市多摩平２丁目３番地の12
債務者　金山浩明こと　キム　ホ　ミョン　金浩明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　光則
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０３２号
広島市中区千田町１丁目15番４―304号
債務者　三浦　幸二
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６号
島根県出雲市小山町23番地１　ルミエールいずも302、前住所島根県出雲市中野町874番地11
債務者　藤村　一寛
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場かよ子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月11日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第３５３８号
大阪市住之江区平林南２丁目１番45号　ウェストンＢＬＤ　410
債務者　馬場　剛裕
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７３１号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目６番１号（ライフハウス宇佐町203号）
債務者　大久保博禎（旧姓樋口）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重永　尚亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２２９１号
横浜市金沢区富岡西２丁目７番26号　アリスガーデンＳ棟101
債務者　岩崎　伸也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６８号
大阪市住之江区新北島３丁目９番２―1110号
債務者　長田　昇治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　史朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４号
千葉県山武市松尾町山室102―１　ＣＲＥＳＴ　ＮＡＲＩＴＡ206、住民票上の住所兵庫県美方郡香美町香住区九斗141番地
債務者　谷口　博康
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第６４号
福岡県飯塚市中443番地１
債務者　野北　　進
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第１０２１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷８丁目14番地の６　コーポマーチ102
債務者　早坂　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町屋　和憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
香川県高松市六条町916番地３　グリーンガーデン六条Ａ202
債務者　服部　健児
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石濱　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８０号
香川県高松市瓦町２丁目６―20　ソラノ瓦町1001号室、住民票上の住所香川県高松市林町823番地３　ユニキューブ林Ｃ
債務者　六車　亜斗
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７５９号
北九州市八幡東区昭和３丁目６番18―401号、前住所北九州市戸畑区東大谷１丁目12番３号
債務者　飯田　和枝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１２号
釧路市愛国東１丁目14番２号　ゲストハウス釧路13号室
債務者　片倉　保広
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３３号
愛知県一宮市篭屋４丁目13番43号　メゾンＴＫ102号
債務者　柴田　　斉
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床谷　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７３４号
北九州市八幡西区馬場山１番17号（103）、前住所北九州市小倉北区中津口２丁目２番３―702号
債務者　上野まゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤村　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７６５号
北九州市小倉南区下貫２丁目５番43号（103）
債務者　池田　拓生
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　友佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５号
長崎県諫早市永昌町29番16号　レオパレスＳｕｎｎｙＰｌａｃｅ202号
債務者　吉村芙美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４７０２号
大阪府摂津市千里丘東４丁目21番34号　ビスタ千里丘105号
債務者　中尾　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４４号
大阪府寝屋川市豊里町６番17号
債務者　橋本　拓史
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９０号
福岡県豊前市大字吉木791番地
債務者　木村啓太郎
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第３４号
岩手県遠野市綾織町下綾織29地割30番地
債務者　菅野　綱紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富谷　耕作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３５号
岩手県遠野市下組町13番４号
債務者　菊池　順子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富谷　耕作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第８２９号
宮城県塩竈市新富町30番13号
債務者　角谷　暢亮
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　一好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３０号
福島市鎌田字原際20番地の２アトレ３号館211
債務者　今野　友典
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２５３号
茨城県つくば市みどりの中央73番地６　スパンティーク103号
債務者　飯沼真由美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福嶋　正洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第９６８号
広島市西区小河内町１丁目６番17―302号
債務者　板倉　右京
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４号
宮城県登米市迫町森字新道193番地３
債務者　佐藤　健二
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第３３号
宮城県登米市迫町佐沼字下田中33番地６　コスモⅠ　101
債務者　藤原　道容
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第７１号
三重県名張市すずらん台西１番町195番地
債務者　喜多　和広（旧姓松田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米沢　龍史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１５９２号
大阪府豊中市原田元町２丁目４番３号
債務者　中西　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保木　祥史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１５号
大阪府泉南郡熊取町新野田２丁目12番16号
債務者　下津　喜彦
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　朗以
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９５号
大阪府枚方市宗谷１丁目11番51―304号
債務者　藪　　美南
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　友香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７３８号
神戸市東灘区岡本８丁目２番２号　コーブン岡本　302号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３号
徳島県徳島市名東町１丁目32番地の２　ビレッジハウス201号室、旧住所徳島県吉野川市鴨島町喜来377番地
債務者　美間　正行
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
愛媛県西宇和郡伊方町二名津166番地１、前住所大阪府東大阪市日下町８丁目６番57号
債務者　二宮　和則
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市寄松甲834番地８
債務者　萩原　桃代
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第３９０号
宮崎県東諸県郡綾町大字入野3303番地４
債務者　大東　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９３１号
大阪府東大阪市中小阪５丁目５番25号
債務者　西永　啓美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳之内大輔
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８８２号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番50―302号
債務者　前田　龍星
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　昂
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４８号
大阪府東大阪市中小阪５丁目10番16号　パルテール中小阪　503号
債務者　居酒屋輝竜こと金山真士こと　金　真士
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　翔志
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５０号
大阪府吹田市江坂町１丁目４番28―1002号
債務者　森　　康之
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　天斗
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２５号
大阪府守口市紅屋町５番３―202号
債務者　弘中　武尊
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清原　直己
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３９号
大阪市城東区蒲生２丁目10番31―1303号
債務者　大友　佑真
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八城　武夫
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３４号
大阪市浪速区元町１丁目３番18―702号
債務者　松村　幸美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角　　憲和
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４２号
大阪市福島区玉川２丁目13番38―506号
債務者　麻角健太郎
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　　優
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５１０号
千葉市稲毛区長沼町145番地33
債務者　菅沼　瑠美
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　　剛
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２２号
千葉県市川市広尾１丁目10番２―404号（ダイアパレス広尾公園）
債務者　原口　千鶴
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　達也
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３１号
千葉県船橋市高根台２丁目１番４棟504号
債務者　渡邉　市郎
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲富　　彬
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３６号
千葉県市川市福栄４丁目１番12―206号（トモエビル）
債務者　高山　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平澤　梨奈
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６８号
千葉県八千代市高津1518―２、住民票上の住所千葉県八千代市村上1113番地１　２街区10棟1002号
債務者　鈴木　嗣郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川名　秀太
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２６号
千葉県八千代市八千代台西１丁目５番地９
アットリラ八千代台西Ｂ103号室
債務者　坂本龍之介
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂口　　靖
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５６８号
大阪府泉大津市春日町１番11―903号
債務者　炭火焼肉あんしんこと　中澤　貴司
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大住　　洋
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８４号
大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目８番50号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地７棟103号
債務者　木下　香代
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　別城　尚人
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９８８号
大阪府四條畷市田原台９丁目10番８号
債務者　加藤由美子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内芝　良輔
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３１号
大阪市住之江区南港中３丁目４番13―105号
債務者　西田　一三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻原　星治
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５７号
大阪府貝塚市王子894番地
債務者　出原　一幸
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２３号
山形県米沢市御廟２丁目４番16―６号　ライオンズハイツＴ―206号室
債務者　佐藤　宗一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市中郷町172番地２　中郷パレス３Ｆ
債務者　渡邉　那月
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１４５７号
名古屋市北区桐畑町100番地　市営如意荘Ｔ４棟403号、従前の住所名古屋市守山区笹ヶ根１丁目505番地　フォレスト釜ヶ洞103号
債務者　小橋　祐輝
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０５号
愛知県知多郡武豊町字口田54番地５　コスモ武豊Ⅱ201号
債務者　妹尾　　瞭
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９７９号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛183番地１　ロイヤル師勝Ｂ－202号、従前の住所愛知県春日井市前並町１丁目12番地３
債務者　萬屋　直之
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６５号
名古屋市東区東桜２丁目13番22号　ＫＤＸレジデンス東桜Ｉ　409号
債務者　松岡　宏樹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８１号
北海道北見市美芳町２丁目３番11号　夕陽ケ丘ハイツ３号、前住所北海道札幌市豊平区中の島一条７丁目10番８－201号
債務者　鹿野内理紗
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１０５４号
さいたま市北区日進町３丁目96番地１　ディアコート202、旧住所さいたま市西区大字佐知川911番地　グランハイムもえぎＡ－205
債務者　豊泉　梨香
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４５８号
千葉県浦安市猫実１丁目９番37－206号　レオパレスエムエイチコーポⅡ、申立時の住所埼玉県新座市あたご三丁目13番３号　リッチフィールドＡ201号室　（旧住所）さいたま市緑区大字大門1380番地５
債務者　菅原　晴希
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２０号
埼玉県川口市青木４丁目21番２－104号
債務者　金子　大三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１６号
埼玉県戸田市美女木８丁目９番地の３　サンライトシティ美女木103号室
債務者　佐々木英行
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０７号
埼玉県川口市戸塚鋏町９番３号　めぐみハイツ203号
債務者　有松　聖華
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１５号
さいたま市緑区大字三室1121番地２　メゾン北浦和１号室
債務者　浦野　豊久
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１６号
さいたま市緑区大字三室1121番地２　メゾン北浦和１号室
債務者　浦野智英子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４５２号
埼玉県吉川市高富一丁目29番地３　ＳＫメゾン102号、旧住所埼玉県吉川市高久一丁目15番地３　サンステージタカヒサＢ－202号
債務者　是国　美穂（旧姓松枝）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６８号
埼玉県草加市草加１丁目11番６号　シェア屯草加１号
債務者　藤井　匡介
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６２１号
埼玉県春日部市上蛭田13番地１　グランデュール田中Ｂ棟201号、旧住所埼玉県春日部市下蛭田127番地５
債務者　佐藤　佳子（旧姓書間）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４９号
埼玉県深谷市江原350　医療法人江仁会北深谷病院内、住民票上の住所東京都港区芝浦４丁目２番22－719号
債務者　池田　圭吾
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３６７号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1031番地２　サンヒルズＢ　102
債務者　古田　和平
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５号
千葉県館山市北条正木776番地の３
債務者　山崎　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第３２号
千葉県館山市山本1492番地
債務者　安田　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第４４号
千葉県館山市湊373番地　館山養護老人ホーム
債務者　植竹　廣道
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第７５４号
川崎市川崎区下並木46番地１　川崎第２ダイヤモンドパレス　405
債務者　小藪　　葵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９３号
新潟県十日町市稲荷町３丁目南１番地５
債務者　根津　謙一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
愛知県豊橋市大岩町字岩田32番地８　ゴッドシティ１　101号、住民票上の住所愛知県豊橋市東小浜町52番地　アゼリアＨＡＧＡ　Ｂ103
債務者　丹下　仁司
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３６号
愛知県豊橋市北岩田一丁目６番地５　リバーサイドフジタＢ―103
債務者　佐藤美紀枝
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５４２号
大阪府岸和田市野田町１丁目12番22―306号、前住所大阪府岸和田市額原町143番地の１　エクセレントサカキ２Ｇ号
債務者　近藤比東美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６６号
大阪府和泉市寺田町二丁目７番39号（新仁会病院）、前住所大阪府泉大津市池園町13番26号　池園マンション105号
債務者　長井　邦良（法定代理人成年後見人長井あづみ）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20（６―506号）
債務者　中村　　謙
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７７号
大阪府泉南郡岬町淡輪4572番地の１
債務者　濵口　利幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
大阪府泉大津市曽根町３丁目３番27号　第一曽根団地302号
債務者　船田　貞夫
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（50―304）
債務者　松村　幸世
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
北海道旭川市東光５条２丁目３番14号　大洋ハイツＡ102
債務者　古市　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月14日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５７６号
大阪市生野区巽東１丁目12番20号
債務者　金本聖華こと　ＫＩＭ　ＳＵＮＧＨＷＡ　金　　聖華
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３６号
大阪市東淀川区豊新２丁目６番20―305号
債務者　福森　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1362番地２
債務者　松永　　梓
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第２１号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森2468番地３
債務者　田中　里美（旧姓光永・白石）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

破産手続終結

令和６年（フ）第１０８０号
仙台市若林区卸町五丁目６番１号
破産者　ガルーダインターナショナル株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３２号
千葉県東金市滝沢字向原534番地
破産者　エスケイ工業有限会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１０１号
千葉県東金市川場1174
破産者　株式会社山本工業
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第２９４号
新潟市中央区笹口三丁目８番地５
破産者　三好運送株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０３８号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄37番地９
破産者　株式会社シーディーエフ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９５４号
神戸市中央区江戸町98番１号
破産者　株式会社ＪＯＣ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９７０号
兵庫県三木市志染町吉田865番地の４
破産者　誠和鋼販株式会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３５１号
奈良県生駒市高山町10192番地11
破産者　株式会社シャドール
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所破産係

令和５年（フ）第７７８号
（最後の住所）広島県安芸高田市八千代町勝田448　八千代病院介護医療院、開始決定時の住所広島市安佐北区可部１丁目16番15―411号
破産者　亡藤谷博義相続財産
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０号
千葉県市川市欠真間２―23―23　パルクハイム105、商業登記簿上の本店所在地千葉県市川市幸２丁目13番５―312号
破産者　株式会社東京アルファ技研
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３６２号
香川県高松市鶴市町114番地７
破産者　株式会社Ｇｒａｎｄ　Ｌｉｎｅ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

債権者集会招集

令和８年（フ）第１４９３号
愛知県半田市青山２丁目１９番地の８　アンビシャス青山２－Ｆ号、従前の住所愛知県半田市桐ケ丘４丁目２１４番地の２　アートヒルズ桐ケ丘南館４０３号
破産者　江原　正伸
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時10分
令和８年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１６４６号
大阪市浪速区塩草３－７－５　ファステート難波グランプリ1211、住民票上の住所大阪市鶴見区今津中３丁目５番１―710号
破産者　Ｔ－ｔｅｃｈ　ｓｙｓｔｅｍこと　森山　雅人
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和３年（フ）第４９０２号
三重県鈴鹿市神戸６丁目６―14　鈴若荘Ｇ号室、開始決定時大阪市東住吉区公園南矢田４丁目２番13号　Ｆメゾン　201号
破産者　鈴木　康則
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３０号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目10番４号201号
破産者　矢野　雅人
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４３２号
大阪府八尾市山賀町３丁目26番地　ラポール山賀304号
破産者　北村　大輔
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０２８号
大阪府吹田市山田西２丁目13番２―201号
破産者　中井　康博
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４４号
大阪市淀川区新高５丁目７番３号
破産者　鳥越電気こと　鳥越　和典
異議申述期間　令和８年12月１日まで
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７９９号
仙台市泉区八乙女中央５丁目21番11号　ダイアパレスステーションプラザ八乙女102
破産者　高橋　福光
異議申述期間　令和８年12月２日まで
令和８年10月７日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

免責審尋期日

令和７年（フ）第８４２６号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町５３３番地　グリーンヒル鴨志田東団地８棟２０２号
破産者　中澤　正和
審尋期日　令和９年３月２日午後2時30分
令和８年10月１日
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２０１１号
東京都目黒区八雲３丁目２３番２０号
清算株式会社　世田谷商事株式会社
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号
鳥取県米子市皆生温泉四丁目１８番４５号
清算株式会社　株式会社ＫＧＨ整理会社
代表清算人　伊坂　明
１　決定年月日　令和８年８月３１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権者一覧表の「協定債権者」欄記載の各協定債権者に対し、保有する現金預金の合計額から、租税債権及び清算手続を遂行するために必要な経費・費用の額を控除した後の残額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者が指定する銀行口座に振り込み送金する方法（送金手数料は清算株式会社の負担）により、各協定債権額に応じて按分された同別紙の「弁済額」欄記載の金員を弁済する。
２　前項の各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な経費・費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
鳥取地方裁判所米子支部
令和８年（ヒ）第２０１９号
東京都中央区日本橋本町３丁目３番６号
清算株式会社　株式会社マリンナノファイバー
代表清算人　酒向伸幸
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１通則
（１）債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。ただし、ＣＨＥＭＩＰＡＺ株式会社（以下「ＣＨＥＭＩＰＡＺ」という。）の有する協定債権については、①金銭消費貸借契約に基づく貸付債権１億３５００万円並びにこれに対する利息債権及び遅延損害金債権（これらの債権を以下「劣後化対象債権」という。）のみを合算して１つの債権とし（合算された後においては、劣後化対象債権を合算して１つの債権とした当該債権を以下「合算後劣後化対象債権」という。）、②劣後化対象債権以外の債権（以下「通常債権」という。）を別途合算して１つの債権とし（合算された後においては、通常債権を合算して１つの債権とした当該債権を以下「合算後通常債権」という。）、これらの合算後において、合算後劣後化対象債権と合算後通常債権の２つの債権として扱う。
（２）弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
（３）弁済における端数の切り捨て
弁済金の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
（４）源泉徴収税額の控除
弁済金の支払にあたって源泉徴収が必要となる場合、清算株式会社は、後記２に基づき算出された弁済金額から、法令に基づく源泉徴収を行った後の残額を協定債権者に支払うものとし、源泉徴収した税額については法令に従って納付を行うものとする。
２協定債権の取扱い
（１）株式会社日本政策金融公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺ以外が有する協定債権の弁済
株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及びＣＨＥＭＩＰＡＺ以外の協定債権者の有する協定債権については、協定認可決定の確定後１か月以内に、その全額を支払う。
（２）ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権の弁済
ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権については、前記（１）の弁済後（前記（１）の弁済を行った同日中における後の時間を含む。）、かつ協定認可決定の確定後１か月以内に、その全額を支払う。ただし、前記（１）の弁済後に残る弁済可能資金が、ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権の全額を弁済するのに不足する場合には、弁済可能資金の全額を弁済する。
本（２）における「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、以下の①及び②を控除した後の残額をいうものとする。
①弁済時において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額
②前記（１）に基づく弁済額
（３）公庫の有する協定債権及びＣＨＥＭＩＰＡＺの有する合算後劣後化対象債権の弁済
公庫の有する協定債権の元本及びＣＨＥＭＩＰＡＺの有する合算後劣後化対象債権の元本については、前記（２）の弁済後（前記（２）の弁済を行った同日中における後の時間を含む。）、かつ協定認可決定の確定後１か月以内に、弁済可能資金を弁済原資として、公庫の協定債権及びＣＨＥＭＩＰＡＺの合算後劣後化対象債権の各元本額で按分して支払う。ただし、弁済可能資金が０円の場合は、本（３）に基づく弁済は行わないものとし、清算株式会社は、公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺに対し、本（３）に基づく弁済を行わない旨を通知するものとする。
本（３）における「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、以下の①及び②を控除した後の残額をいうものとする。
①弁済時において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額
②前記（１）及び（２）に基づく弁済額
（４）協定債権の免除
公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺの有する協定債権のうち、前記（３）の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額（前記（３）における弁済可能資金が０円となり、前記（３）に基づく弁済を行わない場合は、前記（２）の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額とする。）について、前記（３）の弁済日（前記（３）における弁済可能資金が０円となり、前記（３）に基づく弁済を行わない場合は、前記（３）に基づく弁済を行わない旨を通知した日とする。）において、その免除を受ける。
（５）新たな財産が発見された場合の取扱い
協定債権の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺと協議の上、当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、公庫及びＣＨＥＭＩＰＡＺに対して、各協定債権の元本額（前記（４）に基づく免除の直前の金額をいう。）の割合に応じて按分して弁済する（ただし、ＣＨＥＭＩＰＡＺが有する合算後通常債権が前記（４）に基づく免除の対象となっていた場合には、まず、ＣＨＥＭＩＰＡＺが有していた合算後通常債権の弁済を行い、合算後通常債権の免除額に充つるまで弁済した後に、なお残額があれば、公庫及びＣＨＥＭ

ＩＰＡＺに対して、各協定債権の元本額（公庫については前記（４）に基づく免除の直前の金額をいい、ＣＨＥＭＩＰＡＺについては前記（４）に基づく免除の直前の合算後劣後化対象債権をいう。）の割合に応じて按分して弁済する。）。この場合、前記（４）に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以　上

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続開始

令和８年（ミ）第８号
北海道北斗市萩野３５番地４
更生会社　八潮運輸株式会社
代表者代表取締役　小滝博一
１　決定年月日時　令和８年１０月１日午前９時
２　主文　八潮運輸株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　三枝知央
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年１１月２日
６　更生債権等の一般調査期間　令和９年２月８日から令和９年２月１５日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和９年２月２２日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和９年３月１日

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における破産法による保全管理命令

令和８年（ミ）第２号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
１　主文　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第１号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
１　主文　株式会社絆ホールディングスについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番１８号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第３号
大阪市中央区内本町１丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社レーヴ
１　主文　株式会社レーヴについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第４号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社リベラーラ
１　主文　株式会社リベラーラについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における破産法による包括的禁止命令

令和８年（ミ）第２号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第1号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第３号
大阪市中央区内本町１丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社レーヴ
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第４号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社リベラーラ
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

令和７年（再）第３４号
東京都港区芝二丁目１番３０号
再生債務者　中央建設株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年9月30日

東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

令和４年（再）第１号
徳島県徳島市南前川町２丁目２９番地の４
再生債務者　岡崎　誠司
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
令和８年９月３０日　徳島地方裁判所民事部

令和７年（再）第７号
名古屋市守山区喜多山南８番２２号
再生債務者　秋山　　隆
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
令和8年9月30日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１５号
千葉県旭市江ケ崎1611番地33
再生債務者　宮元　勝晴
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月22日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月19日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第１５８号
埼玉県鴻巣市天神５丁目８番27号
再生債務者　荒井　涼斗
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
令和８年（再イ）第１９号
千葉県東金市台方220番地５
再生債務者　蓮沼　　昭
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和８年（再イ）第４号
鳥取県倉吉市福本218番地５
再生債務者　山根　晴寿
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月26日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部
令和８年（再イ）第１８４号
千葉県市川市北方町４丁目1730番地２
再生債務者　坂本　勇太
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（再イ）第１９４号
千葉市中央区星久喜町991番地16
再生債務者　後藤　駿弥
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（再イ）第２４号
千葉県木更津市畑沢南５丁目４番19号
再生債務者　西田　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和８年（再イ）第１６号
千葉県旭市鎌数9411番地４　ＨｅｒｂａＰａｌａｃｅ202
再生債務者　森　　悠希
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和８年（再イ）第７０号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目８番地３
再生債務者　栗原　研一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
令和８年（再イ）第７１号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目８番地３
再生債務者　栗原美智子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
令和８年（再イ）第２０号
神戸市西区丸塚１丁目11番３号
再生債務者　秋元　栄治
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月27日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月10日から令和８年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係
令和８年（再イ）第１９１号
北海道恵庭市黄金北２丁目17番地７　（アイビレッジ恵庭Ａ202号）
再生債務者　松盛　建一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第２１７号
札幌市白石区本通３丁目南３番27―203号
再生債務者　行天　和則
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第２７号
釧路市武佐１丁目８番243号　Ｄ７Ｒ
再生債務者　大糀　　歩
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
釧路地方裁判所民事部
令和８年（再イ）第４３号
青森県むつ市苫生町二丁目23番23号
再生債務者　片川　大輔
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月４日から令和８年11月18日まで
青森地方裁判所民事部再生係
令和８年（再イ）第４号
秋田県能代市落合字中大野13番地19
再生債務者　牧野　博子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
秋田地方裁判所能代支部
令和８年（再イ）第８８号
神奈川県厚木市岡田２丁目２番27号　パストラル山口302
再生債務者　深堀　　萌
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和８年（再イ）第９０号
神奈川県厚木市戸室１丁目６番15―505号
再生債務者　砂坂　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第１６号
北海道上川郡清水町本通西３丁目２番地１　オーブⅠ　１－Ｂ
再生債務者　草柳　　剛
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月６日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和８年（再イ）第２１号
静岡県富士宮市大中里1210番地の４
再生債務者　渡辺　　順
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月６日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和７年（再イ）第３７号
和歌山県岩出市新田広芝32番地の２
再生債務者　木下　寛行
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月６日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１１号
大阪市住吉区大領５丁目９番11号
再生債務者　宮地　正純
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再ロ）第５号
香川県高松市百間町３番地７　百間町ビル４号室
再生債務者　松本　春香
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再ロ）第１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙985番地２
再生債務者　峰松　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第２号
千葉県旭市後草2367番地３
再生債務者　木内　庸介
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年10月21日まで令和８年９月30日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再ロ）第４号
大阪府貝塚市福田152番地３　ハイツ福原202号
再生債務者　山内　涼雅
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月４日まで令和８年10月７日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再ロ）第１１号
広島市安佐南区伴南１丁目20番24号
再生債務者　田中　篤哉
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月４日まで令和８年10月６日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号
新潟県見附市今町３丁目５番38―１号
再生債務者　関谷　　禎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再ロ）第１号
福島県西白河郡西郷村字屋敷裏西54番地２
レオパレスＤｒｅａｍ102
再生債務者　今泉　　昂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
福島地方裁判所白河支部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第４号
兵庫県豊岡市気比4368番地
申立人　森　宏
最後の住所　不明
（不動産登記記録上の最後の住所）
兵庫県豊岡市日撫63番地の1
所在等不明共有者　亡濱とよ子相続財産
届出期間満了日　令和9年1月31日
令和8年10月1日
神戸地方裁判所豊岡支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　兵庫県豊岡市日撫字東畑
地番　404番
地目　墓地
地積　95平方メートル
所在等不明共有者持分　4分の3

令和８年（チ）第１５号
高松市林町７９４番地５
申立人　鎌野　公子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）滋賀県大津市中央二丁目６１０番地
所在等不明共有者　大塚　つた子
届出期間満了日　令和９年１月２９日
令和８年１０月１日
高松地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　高松市塩江町安原上東字田中
地番　１５６６番
地目　墓地
地積　１７平方メートル
共有者大塚つた子の共有持分１５分の４

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号
旭川市７条通９丁目48番地
申立人　旭川市長　今津　寛介
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）旭川市東８条２丁目１番16号
所有者　長嶋　節子
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月30日
旭川地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　旭川市東８条２丁目
地番　26番４
地目　宅地
地積　81.81平方メートル
２　所在　旭川市東８条２丁目26番地４
家屋番号　26番４
種類　居宅
構造　コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　50.31平方メートル
２階　38.57平方メートル

令和８年（チ）第２号
高知市上町三丁目13番14号
申立人　高知県信用保証協会
住所・居所　不明
（亡西森政明の最後の住所）大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番27号　あいりんシェルター
（亡西森政明の不動産登記記録上の住所）大阪市西成区萩之茶屋一丁目８番12号
所有者　亡西森政明相続財産
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月30日
高知地方裁判所須崎支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　高岡郡津野町赤木字西休場
地番　１２９５番１
地目　宅地
地積　９２．９９平方メートル
２　所在　高岡郡津野町赤木字西休場
地番　１２９５番２
地目　宅地
地積　４６．５９平方メートル
３　所在　高岡郡津野町赤木字橋ノ岡
地番　１２７８番４
地目　宅地
地積　２４５．７３平方メートル
４　所在　高岡郡津野町赤木字橋ノ岡　１２７８番地４
家屋番号　１２７８番４
種類　倉庫
構造　鉄骨造スレート葺平家建
床面積　１１８．８０平方メートル
附属建物の表示
符号　１
種類　倉庫
構造　木造鋼板葺平家建
床面積　２７．９４平方メートル
５　所在　高岡郡津野町杉ノ川字鍋神
地番　乙２０８８番
地目　山林
地積　４５３７平方メートル
６　所在　高岡郡津野町杉ノ川字鍋神
地番　乙２０８９番
地目　山林
地積　１９２２平方メートル

令和８年（チ）第６号
埼玉県行田市本丸2番5号
申立人　行田市長　行田　邦子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）行田市藤原町一丁目24番地36
所有者　杉江　明彦
届出期間満了日　令和8年12月1日
令和8年10月1日
さいたま地方裁判所熊谷支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　行田市藤原町一丁目
地番　24番36
地目　宅地
地積　100.22平方メートル
２　所在　行田市藤原町一丁目
地番　24番9
地目　公衆用道路
地積　98平方メートル
持分　6分の1
３　所在　行田市藤原町一丁目24番地36
家屋番号　24番36
種類　居宅
構造　木造スレート葺2階建
床面積　１階　48.44平方メートル
２階　41.40平方メートル

令和８年（チ）第３号
熊本県菊池市隈府888番地
申立人　菊池市
住所・居所　不明
（亡門口勇志の最後の住所）熊本県菊池市西寺1992番地１
（建物登記記録上の住所）熊本市大江２丁目１番10号
所有者　亡　門口　勇志相続財産
届出期間満了日　令和8年11月24日
令和8年10月1日
熊本地方裁判所　山鹿支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　菊池市西寺字西寺屋敷
地番　1992番１
地目　宅地
地籍　367．95平方メートル
２　所在　菊池市西寺字西寺屋敷1992番地１
家屋番号　1992番１
種類　居宅
構造　木造セメント瓦葺平家建
床面積　93．03平方メートル
（未登記附属建物）
種類　物置
構造　木造スレート葺平家建
床面積　10．46平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第７号
山口県山口市滝町１番１号
申立人　山口県
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）玖珂郡高根村454番屋敷
所有者　宇川　藤八
届出期間満了日　令和８年11月20日
令和８年９月30日
山口地方裁判所岩国支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　岩国市錦町宇佐郷字太郎谷
地番　11107番１
地目　保安林
地積　4695平方メートル
２　所在　岩国市錦町宇佐郷字太郎谷
地番　11107番４
地目　保安林
地積　31平方メートル
３　所在　岩国市錦町宇佐郷字太郎谷
地番　11107番５
地目　保安林
地積　27平方メートル

令和８年（チ）第３号
奈良県橿原市曲川町六丁目12番10号
申立人　岡田　良子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府布施市荒川三丁目66番地
所有者　佐野ハツイ
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月30日
奈良地方裁判所葛城支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　奈良県大和高田市南陽町
地番　733番13
地目　宅地
地積　59.96平方メートル

令和８年（チ）第４２号
横浜市神奈川区三枚町543番地31
申立人　清水　泰明
住所・居所　不明
（最後の住所）横浜市神奈川区台町13番地の11ヒルトップ横浜903号
所有者　野口　悦子
届出期間満了日　令和８年12月２日
令和８年10月１日
横浜地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
所在　横浜市港北区師岡町字南谷戸
地番　311番18
地目　宅地
地積　26．92平方メートル

令和８年（チ）第３号
福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
申立人　福島県相双建設事務所
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福島県双葉郡富岡町大字本岡字大原10番地
所有者　上岡地区開拓農業協同組合
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年10月１日
福島地方裁判所いわき支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　双葉郡富岡町小浜
地番　293番３
地目　山林
地積　８．45平方メートル

令和７年（チ）第２号
茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
申立人　鹿嶋市長　田口　伸一
住居所不明
（最後の住所）千葉県印旛郡印西町小林1693番地
共有者　岡本　光子
届出期間満了日　令和8年11月30日
令和8年10月1日
水戸地方裁判所麻生支部

（別紙）
物　件　目　録
所在　鹿嶋市大字荒野字林道
地番　1559番117
地目　公衆用道路
地積　12平方メートル
（不明共有者　持分　5560分の840　岡本　光子）

令和８年（チ）第３号
岐阜市司町４０番地１
申立人　岐阜市長　柴橋正直
住所・居所　不明
住民票上の住所　岐阜県羽島郡岐南町伏屋七丁目２０４番地の８
所有者　古田圭一
届出期間満了日　令和８年１２月１日
令和８年１０月１日
岐阜地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　岐阜市大字下川手字宮北
地番　２０８番１２
地目　宅地
地積　４８．６６平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第８号
福井市つくも一丁目１番４号
申立人　齋藤　常治
住所・居所　不明
（亡齋藤進治の不動産登記記録上の住所）福井市つくも一丁目１番３号
所有者　亡齋藤進治相続財産
（不動産登記記録上の所有者）斎藤　進治
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月30日
福井地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　福井市つくも一丁目　401番地
家屋番号　401番の3
種類　居宅
構造　鉄骨木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺３階建
床面積　１階　104.82平方メートル
２階　94.30平方メートル
３階　43.78平方メートル

令和８年（チ）第２号
奈良県橿原市曲川町六丁目12番10号
申立人　岡田　良子
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪府布施市荒川三丁目66番地
所有者　佐野ハツイ
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月30日
奈良地方裁判所葛城支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　奈良県大和高田市南陽町733番地13
家屋番号　193番
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　24.79平方メートル
現況の床面積　45.75平方メートル

令和８年（チ）第４号
北海道名寄市西４条南４丁目１８番地３
申立人　木賀一彦
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）名寄市西一条南七丁目５番地
所有者　佐久間秀人
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年10月１日　旭川地方裁判所名寄支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　名寄市西一条南七丁目　７番地
家屋番号　１１番
種類　店舗・居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　86.38平方メートル
２階　72.72平方メートル

令和８年（チ）第８号
大阪市西区西本町一丁目７番７号
申立人　株式会社レム
（亡水橋和人の最後の住所）長野県飯山市大字豊田４６８２番地１号
所有者　亡水橋和人相続財産
届出期間満了日　令和８年１１月３０日
令和８年９月３０日
長野地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　飯山市大字豊田字宮ノ前６４５２番地１、６４５２番地１先
家屋番号　６４５２番１
種類　店舗
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　３１．０１平方メートル

令和８年（チ）第１号
高知市上町三丁目13番14号
申立人　高知県信用保証協会
本店所在地　不明
（不動産登記記録上の本店所在地）高知県高岡郡津野町杉ノ川丙47番地
所有者　大和興業有限会社
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年９月30日
高知地方裁判所須崎支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　高岡郡津野町赤木字西休場　１２９５番地１、１２９５番地２、１２９０番地１３
家屋番号　１２９５番１
種類　倉庫・居宅
構造　鉄骨造スレート・鋼板ぶき２階建
床面積　１階　１４７．３１平方メートル
２階　３７．０５平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　五十六頁（号外第一六八号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年十月十六日
東京都港区六本木三丁目一六番一五号
（甲）Ｂｒｉｄｇｅ　ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　福田　和泉
東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階
（乙）Ｂｒｉｄｇｅ　ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　福田　和泉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、効力発生日は令和九年一月一日であり、本合併は、甲乙両社において株主総会の承認決議を経ず、令和八年九月二十九日に決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載官報
掲載の日付　令和八年八月十八日
掲載頁　五〇〇頁（号外第一八四号）
令和八年十月十六日
東京都中央区京橋二丁目五番一八号
（甲）日本精蠟株式会社
代表取締役　瀧本　丈平
茨城県稲敷郡阿見町吉原三五八〇番二
（乙）テクノツ株式会社
代表取締役　井手元伸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://unisia.co.jp/ir/notice/
（乙）https://unisia.co.jp/ir/notice/
令和八年十月十六日
東京都品川区東五反田一丁目
（甲）株式会社串カツ田中
代表取締役　貫　啓二
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目六番二二号ＴＯＨＡＬＡＢ
（乙）株式会社ＥＬＡＳＴＩＣＳ
代表取締役　大須賀伸博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和八年四月三十日
掲載頁　十九頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十六日
掲載頁　二頁
令和八年十月十六日
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地　（甲）株式会社星野リゾート
代表取締役　十川　隆
東京都中央区銀座一丁目一一番一号東京橋ビル二階　（乙）株式会社エイトノット
代表取締役　米内山　泰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十五日であり、甲の株主総会の承認決議及び乙の総社員の同意は令和八年九月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一五七頁（号外第一六一号）
令和八年十月十六日
大阪市中央区平野町四丁目八番五号
（甲）舟コンサルティング株式会社
代表取締役　西田　亘
大阪市中央区平野町四丁目八番五号
（乙）合同会社Ｌ．Ｉ．Ｂ
代表社員　西田　亘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月二十六日
掲載頁　七十頁（号外第一九〇号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年十月十六日
福岡県福岡市博多区住吉一丁目二番二五号
（甲）福岡地所株式会社
代表取締役　榎本　一郎
福岡県福岡市博多区住吉一丁目二番二五号
（乙）有限会社秋吉建材店
取締役　中山　皇

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のとくエネ、とくエネ（Ａ）、Ｍｓｍａｒｔ（エムスマ）に係る一括受電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月七日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一六六頁（号外第一五五号）
令和八年十月十六日
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館十四階　（甲）レジル株式会社
（法人番号　3010001256983）
代表取締役　丹治　保積
東京都港区愛宕二丁目五番一号　（乙）株式会社ファミリーネット・ジャパン
（法人番号　6011001048311）
代表取締役　野本　修司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日です。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html
令和八年十月十六日
東京都千代田区大手町一丁目一番二号
（甲）ＥＮＥＯＳ株式会社
代表取締役社長　山口　敦治
東京都千代田区大手町一丁目一番二号
（乙）東燃化学合同会社
代表社員　ＥＮＥＯＳ株式会社
職務執行者　杉本　伸之

吸収分割公告

当社（乙）は、令和八年十二月一日を効力発生日として、吸収分割により株式会社ブレインパッド（甲、住所東京都港区六本木三丁目一番一号）のプロダクトビジネスならびに関連事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.brainpad.co.jp/
（乙）https://timetechnologies.ltd/
令和八年十月十六日
東京都港区六本木三丁目一番一号
株式会社ＴｉｍｅＴｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役ＣＥＯ　柴田　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全ての事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　毎日新聞北九州版
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　二十一頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二一二頁（号外第一四三号）
令和八年十月十六日
北九州市門司区小森江三丁目一二番一〇号
（甲）株式会社九鉄ビルト
代表取締役　大音　吉広
福岡市博多区吉塚本町一三番一〇九号
（乙）ＪＲ九州住宅株式会社
代表取締役　島野　英明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＫ－Ａｓｓｅｔ株式会社（住所　神奈川県横浜市西区高島二丁目七－二－二四〇九）に対して当社の不動産投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十一月十六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十五日
掲載頁　二頁
令和八年十月十六日
神奈川県相模原市南区相南四丁目二三番一五号二階　地研テクノ株式会社
代表取締役　池冨　隆秀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日
群馬県高崎市剣崎町一一五二番地一ブランズ剣崎二〇二　合同会社Ｒｉｐｔｕｓ
代表社員　尾髙　陽向

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日
千葉県佐倉市上志津原一四三番地二九　合同会社ハイビス
代表社員　松岡　真文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日
東京都江東区佐賀一丁目九－一二サガフラット六〇四　合同会社Ｌｉ－Ｌｉ
代表社員　菅野　春香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は高岡壮一郎&パートナーズ株式会社とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

東京都港区南青山一丁目三番一

合同会社高岡壮一郎&パートナーズ

代表社員　高岡壮一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　合同会社コバヤシプロ

代表社員　小林　竜大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

神奈川県川崎市中原区小杉町一―五二六―八スカイコート武蔵小杉二〇一室

Ｅｎｄｅ　Ｆｌｕｓｓｅｓ合同会社

代表社員　林　界宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

熊本県合志市豊岡五一番地一

合同会社豊岡クリーンサービス

代表社員　倉本　誠雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

本件は計数の整理によるものであり、出資の払戻しを伴いません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

福島県相馬市中村字大手先九番地

合資会社錦尚堂

代表社員　武島　智宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十六日

栃木県宇都宮市西一丁目二番二号

有限会社マルシン靴店

代表取締役　五十嵐　賢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十六億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月一日

掲載頁　九十七頁（号外第一二一号）

令和八年十月十六日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオンＣＲＥソリューションズ株式会社

代表取締役　岡﨑　龍馬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年九月二十九日

掲載頁　十一頁

令和八年十月十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目三番五号

Ｍｐａｔｈｙ株式会社

代表取締役　杉江　陸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十一万一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十六日

東京都大田区大森北一丁目一番七号

有限会社プロパティフューチャーズ

取締役　石橋隆太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千八百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一三八頁（号外第一六〇号）

令和八年十月十六日

東京都千代田区神田神保町一丁目三〇番地一三

ダイナエアー株式会社

代表取締役　立山　潤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇六九万一六〇円減少し九〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月四日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十六日

東京都港区赤坂九丁目四番一―三四〇五号

株式会社大森商会

代表取締役　大森　友真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億八千九百七十四万九千百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.mo-vus.com/

令和八年十月十六日

東京都千代田区内神田三丁目一二番四号第一岸ビル四、五Ｆ

ｍｏｖｕｓ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ株式会社

代表取締役　酒井　丈虎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千四百二十八万五千円減少して五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/60545/announces

令和八年十月十六日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番一号

コロニー株式会社

代表取締役　清水　勇樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、六千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十六日

横浜市西区中央二丁目二五番一八号

有限会社伊藤広志

代表取締役　伊藤　広志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億円減少し十億三千七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　五十五頁（号外第九十五号）

令和八年十月十六日

神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目九番三二号　ボッシュ・レックスロス株式会社

代表取締役　山中　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田一九番地一

合同会社ＳＫＹｇａｒｄｅｎ

代表社員　酒井　靖友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二日

掲載頁　七十八頁（号外第二一八号）

令和八年十月十六日

愛知県一宮市浅野字大西東七三番地二

株式会社インターヨーロッパ

代表取締役　寺西　康秀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億五千二百六十三万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十六日

名古屋市昭和区八事本町一〇〇番地の二二

有限会社いざわ

代表取締役　伊澤　昌宏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億九千五百六十一万四百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　二頁

令和八年十月十六日

東京都中央区銀座四丁目二番一号銀座教会堂ビル八階

ＭＣＭ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｇｒｏｕｐ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　金　武賢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百九万六千九百円、資本準備金の額を三億七千五百九万六千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇四頁（号外第一〇三号）

令和八年十月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

株式会社アルダグラム

代表取締役　長濱　光

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万円、資本準備金の額を十四億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　七十六頁（号外第一五四号）

令和八年十月十六日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

株式会社Ｙｅｎｙ

代表取締役　竹谷　直彦

資本金及び準備金の額の減少公告

債権者　各位

当社は、令和八年十月十四日開催の取締役会において、令和八年十一月三十日をもって、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少し、それぞれ一千二百万円、〇円とすることにいたしました。ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は、同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一〇六頁（号外第一四五号）

令和八年十月十六日

高知県高知市春野町弘岡上二〇〇五番地一

三和段ボール株式会社

代表取締役　井上　典久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円、資本準備金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　二頁

令和八年十月十六日

長崎県雲仙市小浜町雲仙三二一番地

株式会社雲仙富貴屋

代表取締役　的場　健生

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六十二億円減少し、また、募集株式の発行により資本金の額が二億五千万円増加することを条件として、資本金の額を二億五千万円減少し、いずれもその全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　四十八頁（号外第九十二号）

令和八年十月十六日

沖縄県那覇市松尾二丁目五番七号

嘉新琉球ＣＯＬＬＥＣＴＩＶＥ株式会社

代表取締役　松本　龍之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十六日

東京都中央区月島四丁目四番四号

株式会社アモック・システム

代表取締役　久保　修治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月十六日

大阪市中央区南船場二丁目三番一一号

住華運輸株式会社

代表取締役　田渕　訓生

株式交付につき通知公告

当社（甲）は、株式会社ヤマカ山加運輸（乙、住所札幌市西区発寒十三条十四丁目一〇七九番地一〇）、株式会社北斗サプライ（丙、住所札幌市西区発寒十三条十四丁目一〇七九番地一四）、札幌共配物流株式会社（丁、住所札幌市西区発寒十三条十四丁目一〇七九番地一四）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしましたので公告します。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十月二日付、官報（号外第二一八号）甲は七十二頁、乙は七十三頁、丙及び丁は七十六頁に、それぞれ掲載しております。

令和八年十月十六日

札幌市中央区北十二条西二十丁目二番一号

マルスイホールディングス株式会社

代表取締役　武藤　修

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李フンが退任することに対し異議のある債権者は、令和八年十一月十六日までにお申し出ください。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング一〇階ＥＧＧＯｆｆｉｃｅ

株式会社リアルワールド

日本における代表者　李　フン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル二一階ＧＴ東京法律事務所内

６６トウキョウ２４ジャパン・エルエルシー　日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市金沢区富岡東四丁目六番、最後の住所千葉県千葉市花見川区西小中台二番二四棟二〇三号

被相続人　亡　山中　成樹

右被相続人は令和七年十二月二十二日死亡し、その相続人は令和八年九月二十九日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉五階　石井法律事務所

限定承認者　佐藤あづさ

代理人弁護士　石井　慎一

限定承認公告

本籍千葉県茂原市長尾二六九二番地四、最後の住所千葉県茂原市長尾二六九二番地四ラフォーレパレスⅠ―一〇一

被相続人　亡　北林みゆき

右被相続人は令和七年十二月三十日死亡し、その相続人は令和八年九月三十日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十六日

千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル三階　渚法律事務所

相続財産清算人　古山　吉彦

代理人弁護士　野口　泰三

債権申出の公告

当社は、令和七年四月十七日付けで富山地方裁判所から破産手続終結決定を受けましたが、その後の残余財産の清算のため、令和七年十月一日、富山地方裁判所（令和七年（ヒ）第六号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年十月十六日

富山市田畑八五二番地二九

有限会社ダイニチ工業

清算人　弁護士　春山　然浩

連絡先　富山市堀端町一番一二号

富山中央法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少し十七億二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/p4rtbmpp/

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＦＡＬ　Ｎｏ．１ＴＭＫ特定目的会社

取締役　熊谷　将旭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少し六十二億五千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/nxzjeu2k/

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＦＡＬ　Ｇｉｆｕ　ＴＭＫ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0078/index.html

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジア８特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0066/index.html

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アリエス特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/acref

令和八年十月十六日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＡＣＲＥＦ　ＯＳＬ特定目的会社

取締役　上田　新

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0069/index.html

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジア７特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0106/index.html

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジアリビング１特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨はhttps://www.kaikei-home.com/axess/0077/index.htmlに掲載されています。

令和八年十月十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額四十四億六千四百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月六日付官報の号外第八十一号五十九頁に掲載されています。

令和八年十月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
七三			令和八年九月十八日中部地方整備局告示第六十三号（都市計画に関する件）（原稿誤り）	終りから七本線

名古屋本線